

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

鳥栖市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
(1) 子ども・子育て会議の設置	2
(2) アンケート調査の実施	2
(3) 国・県との連携	3
(4) パブリック・コメントの実施	3
5. 計画の進行管理及び点検	3
第2章 統計からみる、鳥栖市の現状	4
1. 人口の動向	4
(1) 人口ピラミッド	4
(2) 人口の推移及び将来推計	5
(3) 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計	6
2. 合計特殊出生率の推移	7
3. 世帯数の推移	8
4. 女性の年齢階層別労働力人口	9
5. 未婚率の推移	10
6. 児童人口の推移と将来の推計	11
第3章 基本理念及び基本目標	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標	12
3. 計画の体系	13
第4章 基本目標ごとの取り組み	14
基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	14
(1) 子どもと親の心身の健康の確保	14
(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり	16
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり	18
(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築	18
(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり	19
基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり	22
(1) 安心して子育てできる安全な環境づくり	22
(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり	24
基本目標4 子どもが安定した生活を送ることができる環境づくり	26
(1) 子どもの貧困対策の推進	26
第5章 子ども・子育て支援事業計画	30
1. サービス見込み量について	30
(1) 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	30
(2) 「量の見込み」の考え方	30
(3) 家庭類型について	30
(4) 利用意向率について	31
(5) 見込量の計算方法	32
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について	33
(1) 教育・保育の提供区域について	33
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について	34

3. 教育・保育施設の充実	35
(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	35
(2) 教育・保育施設の事業計画	36
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	39
(1) 利用者支援事業	39
(2) 地域子育て支援拠点事業	40
(3) 妊婦健康診査	41
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	41
(5) 養育支援訪問事業	42
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	42
(7) ファミリー・サポート・センター事業	43
(8) 延長保育事業	44
(9) 一時預かり事業	45
(10) 病児・病後児保育事業	47
(11) 放課後児童健全育成事業	48
(12) 子育て世帯訪問支援事業	49
(13) 児童育成支援拠点事業	49
(14) 親子関係形成支援事業	49
(15) 妊婦等包括支援事業	50
(16) 産後ケア事業	50
(17) 乳児等通園支援事業	51
(18) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	51
(19) 多様な主体が参画することを促進するための事業	51
5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	52
(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方	52
(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進	52
(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携	52
(4) 外国につながる幼児への支援	52
(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み	52
資料編	53
1. 計画策定の経緯	53
2. 鳥栖市子ども・子育て会議設置要綱	54
3. 鳥栖市子ども・子育て会議委員名簿	55

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進行しており、少子化対策やこども・子育て世帯への支援の充実が必要とされています。

若年層の非正規雇用の増加、未婚率の上昇、育児と仕事の両立の難しさなど、出産・子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、国は子ども関連の政策の司令塔としての役割を担うため、令和5年4月にこども家庭庁を設置し、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。令和6年5月には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」を決定しました。

本市においては、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、令和2年に「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間満了になることを受け、社会状況や本市のこども・子育て世帯の状況を十分に踏まえ、子育て支援の更なる充実を目指し、新たに「第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援事業の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとし、併せて「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」第10条2項に基づく市町村計画として、子どもの貧困対策推進計画を包含して策定します。

また、第7次鳥栖市総合計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置づけられた「鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「鳥栖市障害者福祉計画及び鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画」、「うららトス21プラン（鳥栖市健康増進計画）」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

3. 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

子育て支援に関する事業に従事する者、保護者、公募委員などから構成される「鳥栖市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しながら本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

①鳥栖市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

鳥栖市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

	就学前児童保護者	小学生児童保護者
配布・回収方法	郵送による配布・回収	学校を通じた配布・回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月22日	
配布数	1,000 通	500 通
回収数 (率)	476 通 (47.6%)	373 通 (74.6%)

②子どもの生活実態調査

鳥栖市に居住する小学5年生、中学2年生の保護者及び児童生徒を対象に、子どもの生活状況を調査し課題を抽出するために、アンケート調査を実施しました。

	小5 中2 保護者	小5	中2
配布・回収方法	学校を通じた配付・回収		
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月22日		
配布数	600 通	300 通	300 通
回収数 (率)	365 通 (60.8%)	161 通 (53.7%)	203 通 (67.7%)

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などとの整合性を確保しながら、策定しています。

(4) パブリック・コメントの実施

令和7年1月29日から令和7年2月28日まで本計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。寄せられた意見については検討を行い、一部については計画に反映しました。

5. 計画の進行管理及び点検

本計画における行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っています。

また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、鳥栖市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

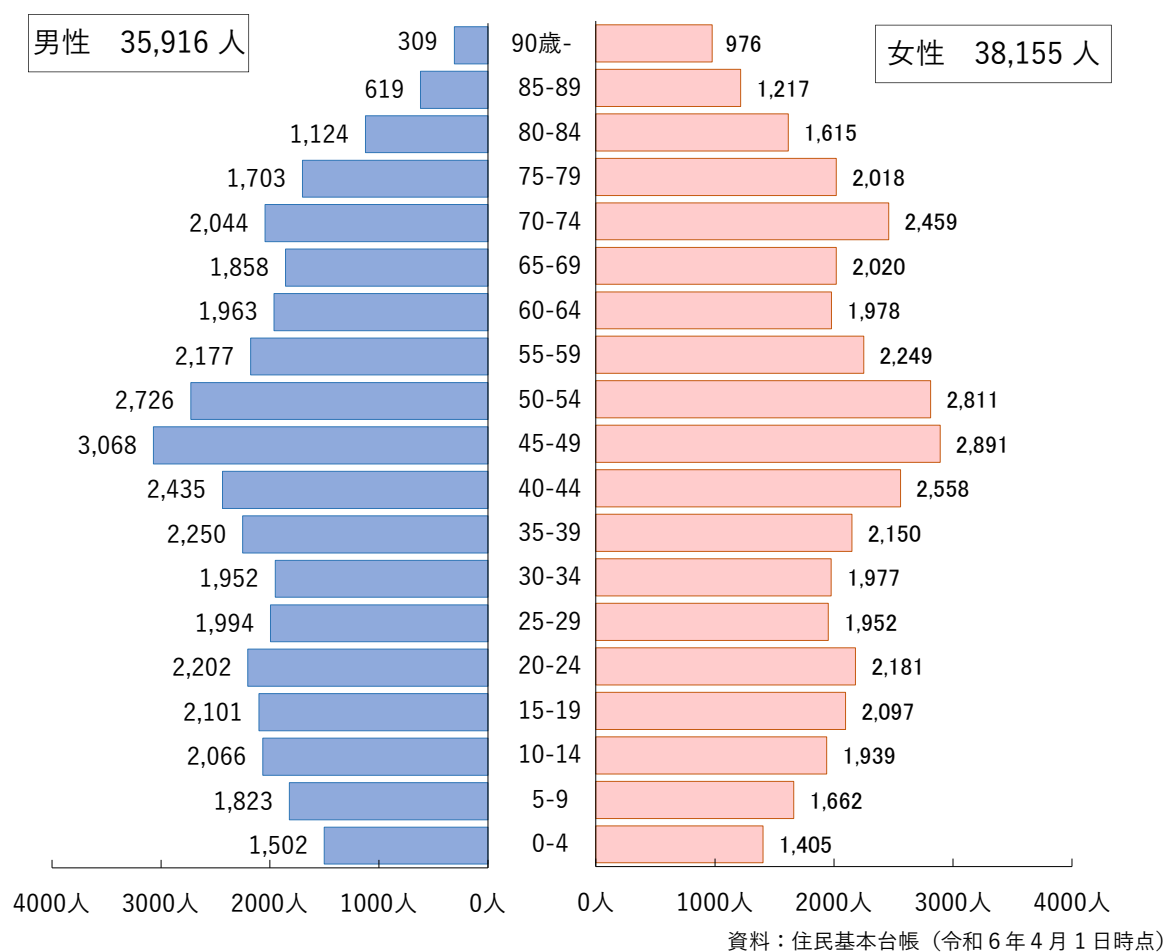
第2章 統計からみる、鳥栖市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに、45歳～49歳の人口が最も多いことが分かります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少しており、男性30歳～34歳、女性が25歳～29歳で底を打った後、若干人口が増加するものの、その後、再び減少に転じています。

図表 1 人口ピラミッド

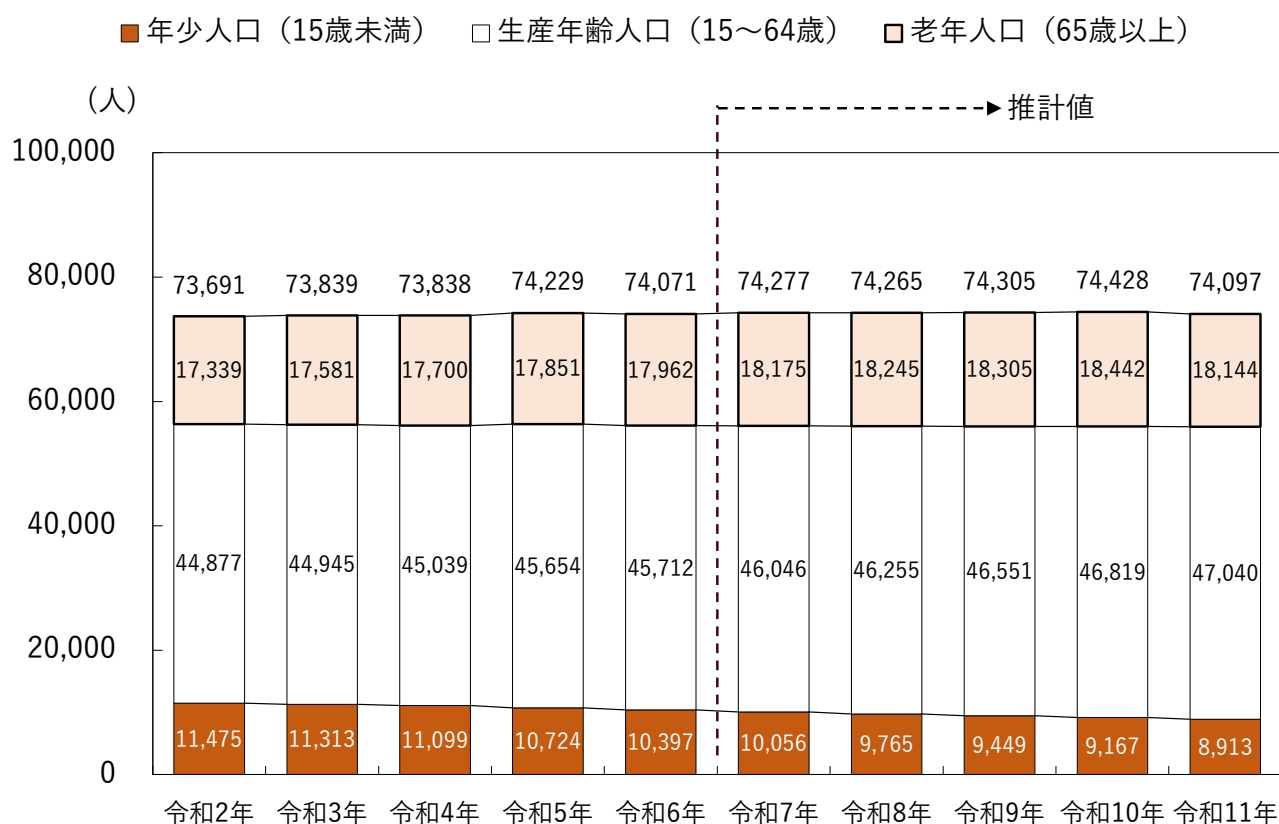


(2) 人口の推移及び将来推計

本市の人口は令和2年以降、微増傾向にあります。住民基本台帳の各歳・男女別人口データに基づき、コーホート変化率法※1によって本市の人口推計を実施したところ、本計画期間中も人口はほぼ横ばいで推移していくことが見込まれています。

本市の人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その推移及び将来推計を見ると、老年人口（65歳以上）は令和11年までほぼ横ばいですが、逆に年少人口（15歳未満）については減少する見込みとなっています。

図表 2 人口の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

※1 コーホート変化率法：同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口実績から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する手法。

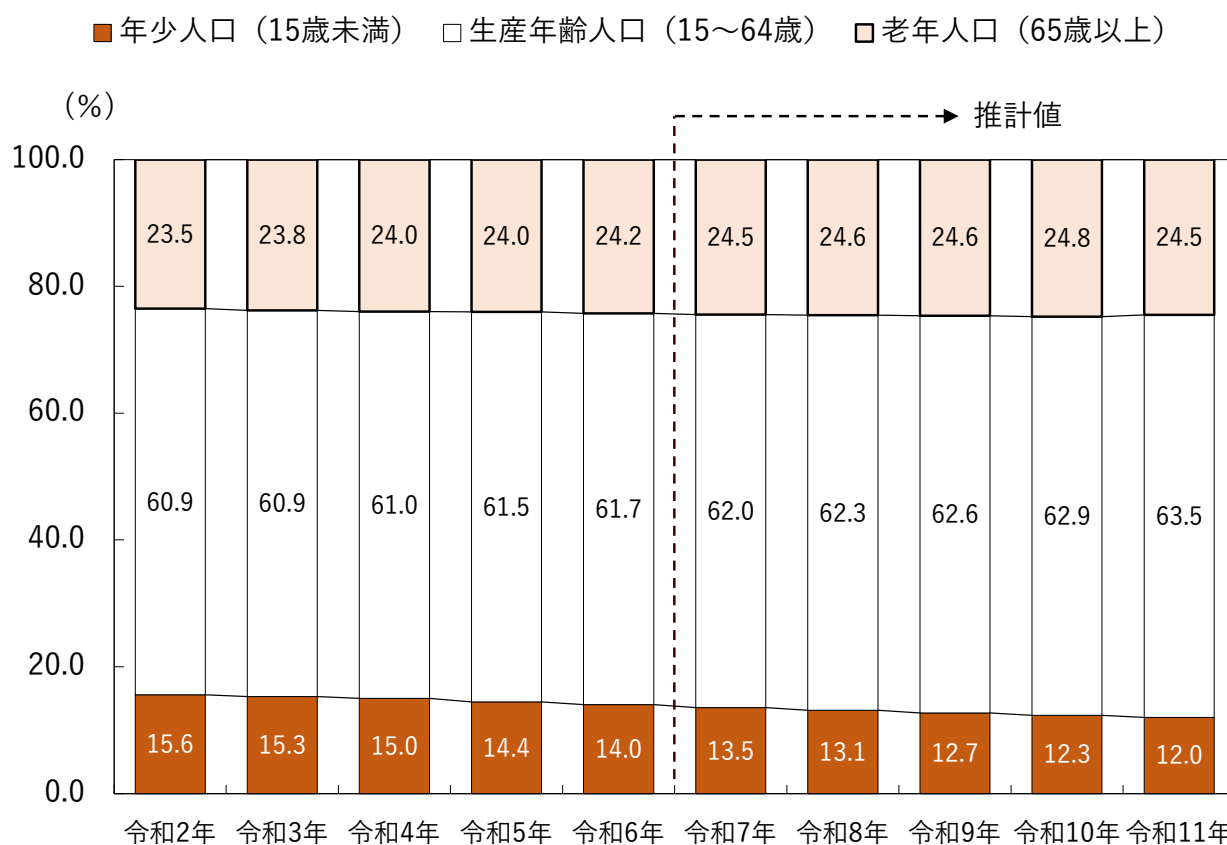
(3) 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計

年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）の割合の推移をみると、令和2年では全人口に占める高齢人口（65歳以上）の割合は23.5%であるのが、緩やかに増加し、令和11年には24.5%となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）についても、令和2年は60.9%であったのが、令和11年には63.5%と増加傾向にあるとかがわかります。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、令和2年では15.6%であったのが、令和6年時点で14.0%と減少傾向となっています。今後もこの傾向は継続し令和11年には12.0%となると推計されており、高齢化と同時に少子化が今後も進行することが予想されます。

図表 3 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

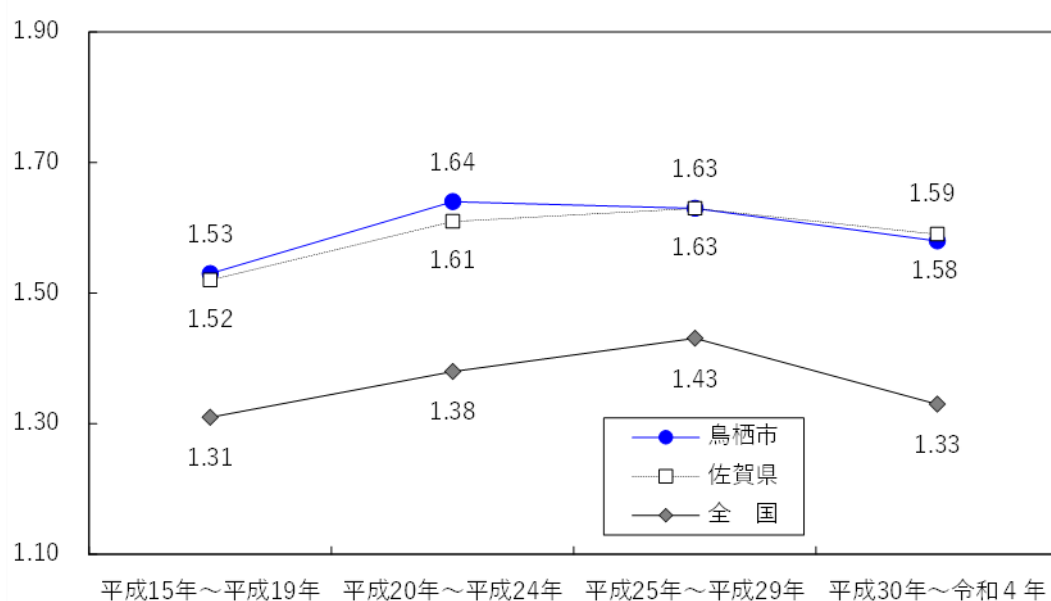
2. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。本市の出生の状況を、ベイズ推定値※2を用いて全国、佐賀県と比較しました。

本市の合計特殊出生率は平成20年～平成24年までは全国、佐賀県平均よりも高い水準で推移していましたが、その後低下傾向にあり、平成30年～令和4年では佐賀県の平均をやや下回っています。

人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性（人口統計上15歳から49歳と定義）の総人口が減少していく見込みであることから、本市の出生数が大幅に増加する見込みは薄く、今後も少子化対策について様々な面から取り組んでいく必要があると言えます。

図表 4 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

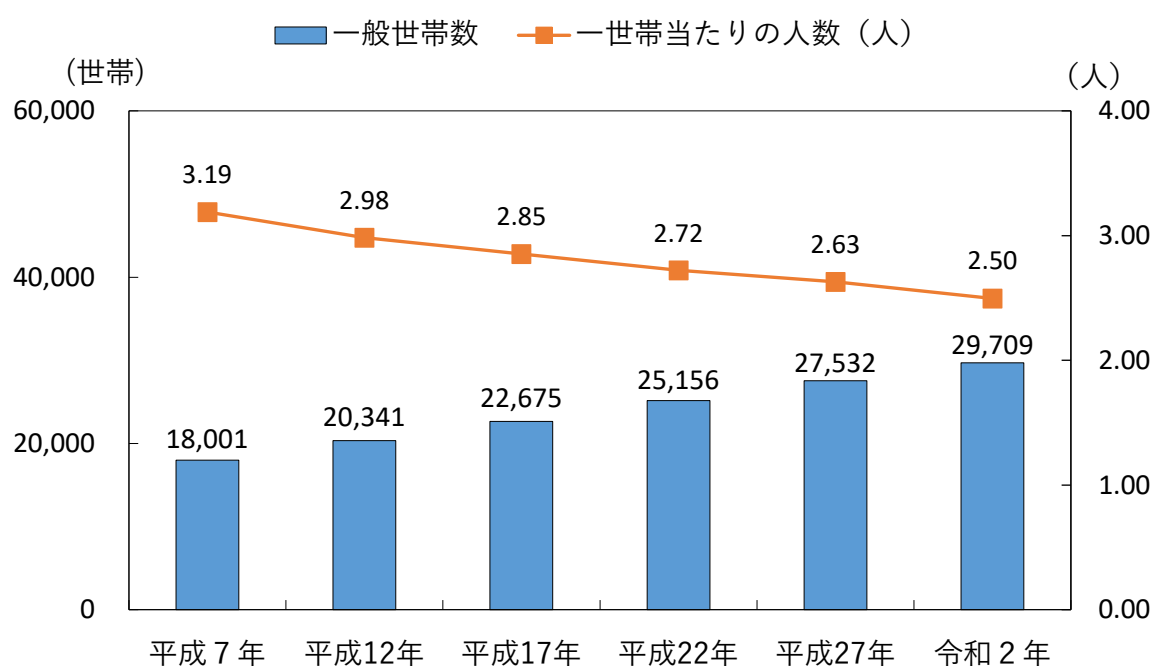
※2 ベイズ推定値：該当する市区町村の女性人口、出生数の実績をもとに、所属する都道府県の全市区町村の出生率を用いて推定した値。偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる。市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値を比較している。

3. 世帯数の推移

本市における世帯数は平成7年以降一貫して増加していますが、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向しています。

子育て世帯についても、いわゆる核家族世帯や共働き世帯等が増加しており、悩みや心配事を相談する機会も年々少なくなっているものと考えられます。かつては同居の家族や近所の人たちから得られていた支援が得られにくくなることで、問題を家庭内で抱え込み、孤立するリスクが年々高まっているものと推測されます。

図表 5 世帯の推移



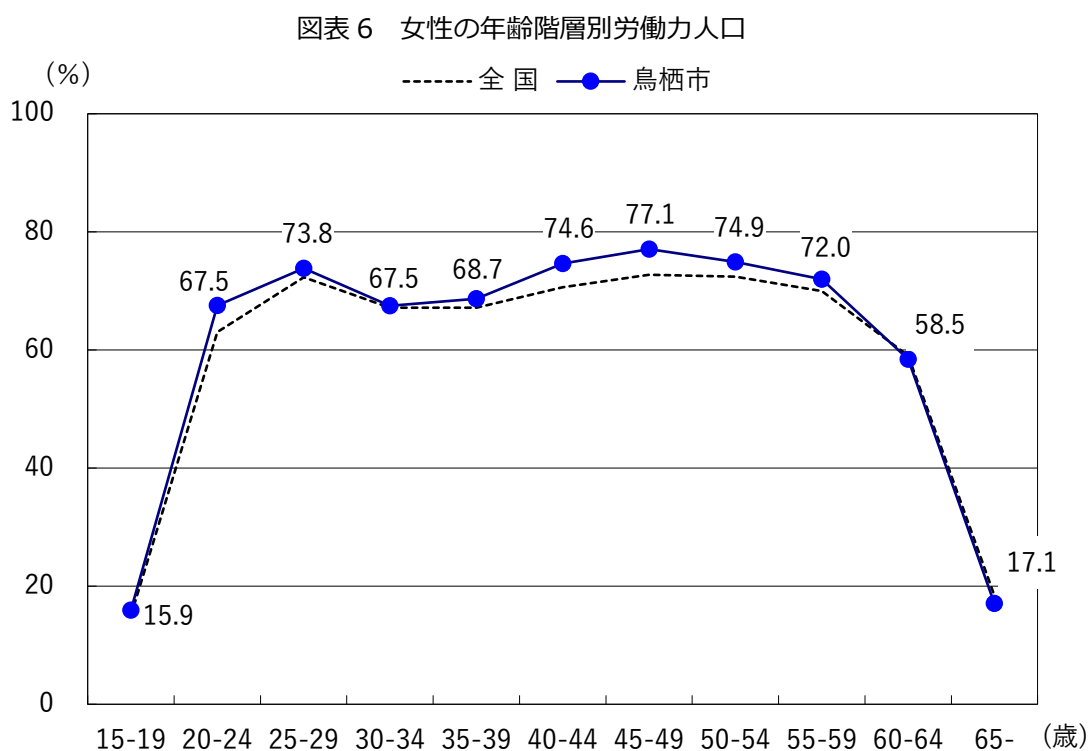
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

4. 女性の年齢階層別労働力人口

本市における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）をみると、全体的に全国平均と比べて労働力率はやや高いものの、30歳～34歳については、全国平均と同じく労働力割合が落ち込んでいるのが分かります。

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市では、30～39歳の労働力人口割合が依然として落ち込んでいる現状があるとともに、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消や男女間の賃金格差の是正が引き続き課題となっています。



資料：国勢調査（令和2年）より算出

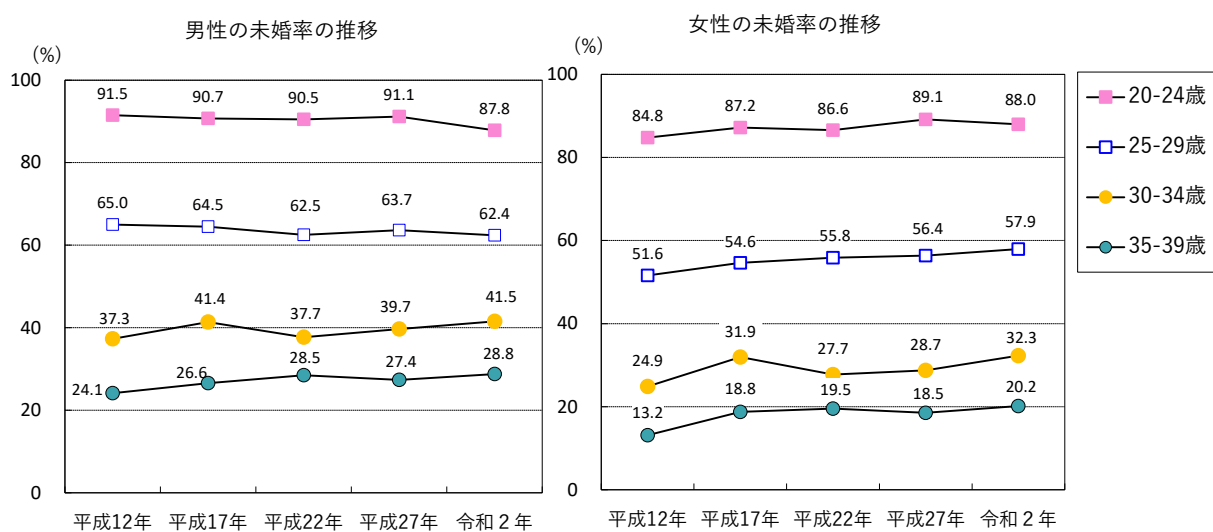
5. 未婚率の推移

本市における20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、男性では30歳～34歳、35歳～39歳、女性では全区分で未婚率が上昇しています。

特に、30～34歳の女性の未婚率は、平成12年に24.9%であったのが、令和2年では32.3%で7.4%増、35歳～39歳の女性の未婚率は平成12年では13.2%であったのが、令和2年では20.2%で7.0%増となっています。

男女ともに、未婚化、晩婚化が進行していることが分かります。

図表 7 未婚率の推移

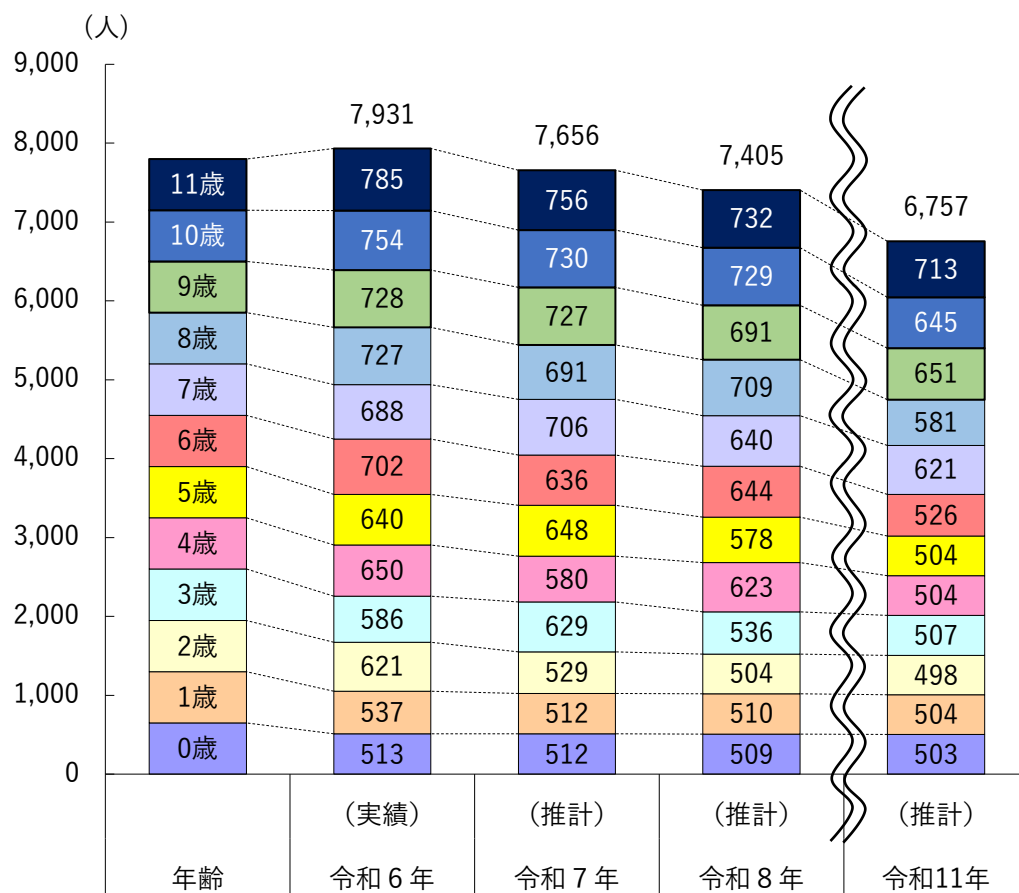


資料：国勢調査（令和2年）より算出

6. 児童人口の推移と将来の推計

0歳から11歳の子どもの将来の人口について推計した結果は以下のとおりとなります。
本計画の年度中（令和7年度から令和11年度）に児童人口は減少していくと予想されます。

図表8 児童人口の推移と将来の推計



資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

第3章 基本理念及び基本目標

1. 基本理念

第7次鳥栖市総合計画における目指すべき将来都市像「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖」及び子育て支援に関する基本目標「子どもが心豊かに育つまち」を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

本計画は、こども基本法の理念に基づき、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを公的支援と地域で支えあい、「子どもの最善の利益」が実現されるまちを目指すことを目的としています。この目的達成のため、第2期計画の理念を受け継ぎ、「こどもを安心して産み・育て・支えあい 子どもが心豊かに育つまち」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

[基本理念]

こどもを安心して産み・育て・支えあい
こどもが心豊かに育つまち

2. 基本目標

第3期計画では、第2期計画の体系を踏襲しつつ、本計画に包含する子どもの貧困対策推進計画を勘案し、新たに基本目標を1つ追加した4つの基本目標を定め、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政、地域社会がより一体となって解決していきます。

[第3期基本目標]

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
2. 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり
3. 子育て家庭を地域で支える環境づくり
4. 子どもが安定した生活を送ることができる環境づくり

3. 計画の体系

【基本目標】

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- (1) 子どもと親の心身の健康の確保
- (2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

- (1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

- (1) 安心して子育てできる安全な環境づくり
- (2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

基本目標4 子どもが安定した生活を送ることができる環境づくり

- (1) 子どもの貧困対策の推進

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 子どもと親の心身の健康の確保

【現状と課題】

子どもは病気やけががつきものです。子どものけがの予防については、誤飲ややけど、転倒など、子どもの成長に応じて発生する事象もリスクも変化していきますので日常生活の中で、どのような危険性が潜んでいるのかを事前に把握しておくことが重要です。また、子どもの病気の予防には、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、感染症については、予防接種や保護者への衛生管理の周知・啓発等の取組が有効です。

また、妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠中の母体と胎児の健康管理を行うため、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
妊婦健康診査	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査受診票を14枚交付し、受診票に記載のある項目について無料で検査を行っています。貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの早期発見と予防のため、身体測定、血液、血圧、尿などの検査を実施します。	健康増進課
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付の際に受診票を配布し、問診・視診・むし歯・歯周病のチェックを無料で行います。	健康増進課
各種予防接種	●定期予防接種 子どもの定期予防接種を実施しています。対象年齢期間中は、指定の医療機関にて無料で受けることができます。	健康増進課
産後ケア事業	出産後間もない母子に対して、医療機関等において、助産師等の専門職が、ショートステイ、デイケア、授乳育児相談を実施して、心身のケアや育児サポートなどの支援を行う。	健康増進課
乳幼児健康診査	●乳児健康診査 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医療機関で健康診査を実施します。 ●1歳6か月児健康診査（1歳7か月児） 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医師や歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。 ●3歳児健康診査（3歳7か月児） 幼児期の心身の発達上最も重要な時期である3歳児に対し、医師、歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。	健康増進課

具体的な取組	内容	担当課
子育て支援総合 コーディネーター	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援 関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情 報発信力の向上に努めます。また、市公式 SNS や市民ポータル等 を活用し、引き続き情報発信に取り組みます。	こども育成課
子育ての悩みに関する 相談支援	●こども家庭センター 相談員による児童や保護者の悩みごとの相談を実施し、安心 して妊娠、出産、子育てができるよう関係機関と必要な支援を 行うこども家庭センターの設置に取り組みます。	こども育成課 健康増進課
	●子育て支援センター 市内 9 か所の子育て支援センターにて電話、メール及び来所 による相談を実施します。	こども育成課
	●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。	地域福祉課
	●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 妊娠又は出産をされた方がいる全ての子育て世帯が安心して 出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる妊婦等 包括相談支援を実施するとともに妊娠届出時及び出生後に経済 的支援を実施します。	こども育成課 健康増進課

(2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

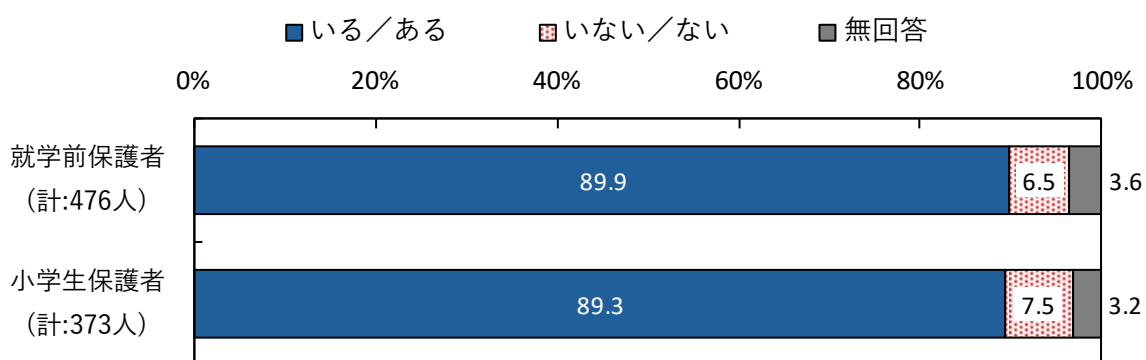
【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、子育てをするうえで、気軽に相談できる相手や場所が「いる/ある」と答えた人の割合は、就学前児童保護者で 89.9%、小学生保護者で 89.3%となっています。しかし、「いない/ない」と回答した人の割合も就学前児童保護者で 6.5%、小学生保護者で 7.5%となっており、気軽に相談できる人や場所の見当がついていない保護者も一定数存在していることが分かります。

困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが子ども・子育て家庭の孤立を防ぐとともに、何か困ったことが起こっても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えらるとともに、本市が実施する訪問事業などで子育て家庭の状況を把握し、適切な対応へとつなげることが重要です。

図表 9 子育てをするうえで、気軽に相談できる相手・場所の有無



【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
発達・障害に関する 相談支援	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。	健康増進課
	●巡回支援相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所などを対象として、専門員による巡回相談を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実を図ります。	高齢障害 福祉課
	●児童発達支援事業所（ひかり園） 子どもの発達や不安についての相談を実施します。	
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に、助産師や保健師が訪問し、養育環境の把握や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。出産後の身体的・精神的負担を特に感じやすい時期に訪問することで、万が一、養育環境などに問題がある場合に早期に対応できるよう支援を行います。	健康増進課
サークル活動・ボランティア活動等支援	子育て支援総合コーディネーターにおいて、子育てサークルやお話サークルを含む子育て支援関連機関へ情報提供をするとともに、交流会や研修会を開催しています。 とす市民活動センター「クローバー」と連携を図りながら、活動を支援します。	こども育成課
子育て支援総合 コーディネーター (再掲※3)	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。また、市公式 SNS や市民ポータル等を活用し、引き続き情報発信に取り組みます。	こども育成課
子育ての悩みに関する 相談支援（再掲）	●こども家庭センター 相談員による児童や保護者の悩みごとの相談を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう関係機関と必要な支援を行うこども家庭センターの設置に取り組みます。	こども育成課 健康増進課
	●子育て支援センター 市内9か所の子育て支援センターにて電話、メール及び来所による相談を実施します。	こども育成課
	●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。	地域福祉課
	●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 妊娠又は出産をされた方がいる全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援を実施するとともに妊娠届出時及び出生後に経済的支援を実施します。	こども育成課 健康増進課

※3 本ページ以降で同じ取り組みを掲載する場合は「再掲」と記載します。

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

(1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築

【現状と課題】

共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な課題となっています。

仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の意識が高まるなか、父親が母親とともに家庭の子育ての役割を担うことができるよう、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりとあわせて、男性の「働き方の見直し」に向けた啓発を進めていくことが必要です。

今後も、妊娠、出産に関する希望の実現のため、地域の実情にあったニーズに対応し、妊娠・出産等に関する情報提供、社会環境の整備等に係る切れ目のない支援を推進して行くことが求められます。

【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの推進	市ホームページなどで男女がともに仕事と家庭を担いあうワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や仕事と育児の両立支援に関する制度の紹介を行います。	市民協働課
入所待ち児童等の解消	保育を必要とする世帯及び保育を希望する世帯が、待機することなく保育所に入所できるよう、今後も継続してニーズに合った保育サービスの提供体制の拡充を図ります。	こども育成課
子育て支援総合コーディネーター（再掲）	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。また、市公式 SNS や市民ポータル等を活用し、引き続き情報発信に取り組みます。	こども育成課
女性の就業支援	●女性のための就職支援セミナー ハローワークやとす男女共同参画市民実行委員会と連携してセミナーを開催し、家事、育児に専念していた女性の再就職に向けて支援します。	市民協働課
	●女性のためのぶち起業セミナー 鳥栖商工会議所やとす男女共同参画市民実行委員会と連携してセミナーを開催し、自分に合った働き方を探したい女性に、趣味や特技などを活かした様々な働き方についての情報提供を行います。	市民協働課
	●鳥栖市就労支援センター（ジョブナビ鳥栖） 佐賀労働局と連携し、ひとり親家庭などの求職者へ就業相談、求人情報提供、就職活動に必要なサービスの提供により就職を支援します。	商工観光課
産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設等の利用	育児休業期間満了時から保護者の希望に合った教育・保育施設などが利用できるように入所申し込みなどを支援します。子育て支援総合コーディネーターの配置による利用者支援事業の継続など、多様化するニーズに沿えるように支援体制の充実を図ります。	こども育成課

(2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

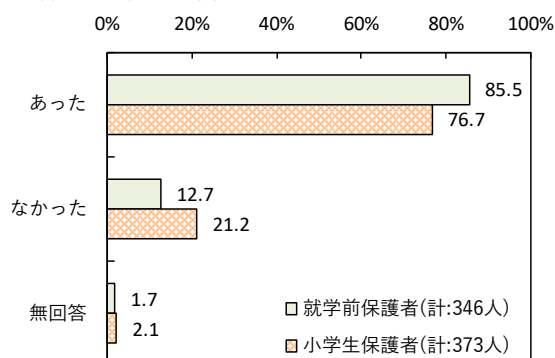
【現状と課題】

アンケート調査の結果では、就学前児童保護者で85.5%、小学生保護者で76.7%がこの1年間に病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかったり、学校を休んだり、放課後児童クラブ（なかよし会等）が利用できなかったと回答しています。

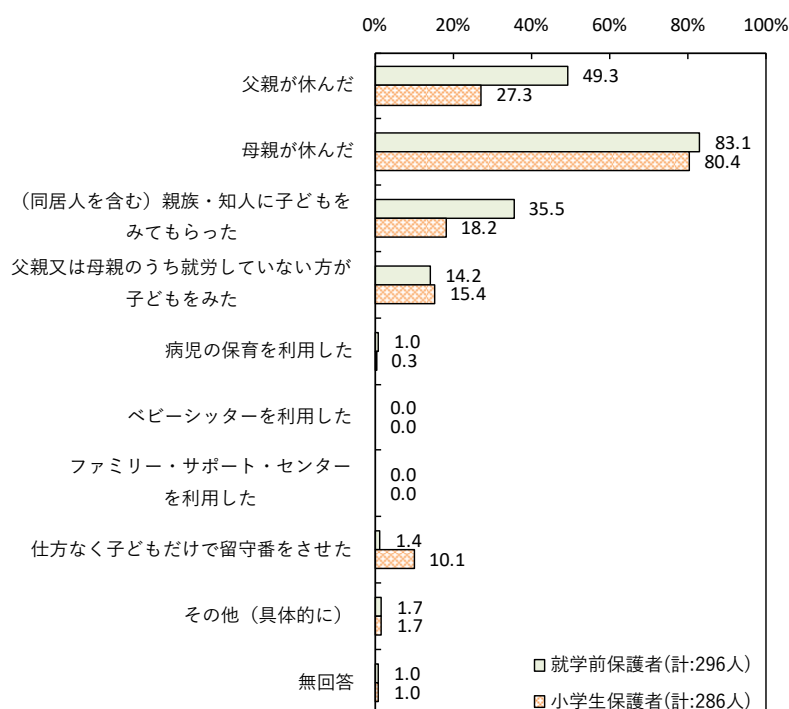
保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルは多様化しており、今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、子ども一人ひとりのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを支えるという考え方に転換していく必要があります。

また、引きこもりや不登校、ヤングケアラーなどの支援をはじめ、子どもをめぐる問題は多岐にわたります。子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境を地域全体でつくっていくことが重要です。

図表 10 病気やけがで教育・保育事業や放課後児童クラブ等が利用できなかったことの有無



図表 11 教育・保育事業や放課後児童クラブ等の事業が利用できなかったときの対処法



【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減	●児童手当 高校生までの子どもを養育する保護者に対し、手当を支給します。 ●児童扶養手当 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭に対し、手当を支給します。 ●子どもの医療費助成 中学生までの通院医療費助成及び、18歳までの児童の入院医療費助成を実施します。 令和7年度中に通院医療費助成の対象拡大（18歳まで）に取り組めます。 ●ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の20歳未満の児童を養育している親及び18歳までの児童の医療費助成を実施します。 ●幼児教育・保育の無償化 保育所、幼稚園、認定こども園等の教育（満3歳以上）・保育（3歳児以上）に係る利用者負担額の無償化を実施します。 制度の保護者への周知及び施設との連携を図り、適正かつ円滑な実施に努めます。	こども育成課
	●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 妊娠又は出産をされた方がいる全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援を実施するとともに妊娠届出時及び出生後に経済的支援を実施します。	こども育成課 健康増進課
多様なニーズに対応する教育・保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応できるよう、様々な教育・保育・子育て支援サービスを実施しています。 今後も、ニーズに合わせて柔軟な対応ができるよう、引き続き充実を図ります。 （実施中の各種事業・サービス） ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業施設 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・病児病後児保育事業 ・医療的ケア児保育支援事業 ・児童センター ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ・放課後児童健全育成事業 ・妊産婦家事育児支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 など	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
認定こども園の普及	既存の幼稚園から認定こども園への移行を推進しています。教育・保育の一体的な提供と保育供給量の拡大のため、今後も継続して推進します。	こども育成課
放課後児童健全育成事業の充実及び更なる推進	放課後児童クラブを通して、児童が安全に、安心して過ごすことができるよう、併せて、児童一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援が図れるよう取り組みます。 保護者が安心して就労できるよう、必要に応じて施設環境の整備・充実を図り、支援員の確保及び質の向上に努めます。	生涯学習課
幼児教育・保育と小学校との連携	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校による幼保小連絡協議会の定期的開催により、相互理解を深めながら情報連携を図ります。 保育所による放課後児童クラブの運営や教育・保育施設と連携した養育支援訪問事業を継続し、今後も連携強化に取り組みます。	学校教育課 こども育成課 生涯学習課

基本目標３ 子育て家庭を地域で支える環境づくり

（１）安心して子育てできる安全な環境づくり

【現状と課題】

アンケート調査結果では、子どもが病気やケガなどで子どもの病気やケガで通常利用する事業が利用できなかったり、学校を休んだりする際に、「仕事を休んで子どもを見ることは非常に難しい」と回答した人の割合は18.5%となっています。また、自由回答の中にも、「子どもだけで通学、留守番をするようになることが心配」という意見がありました。

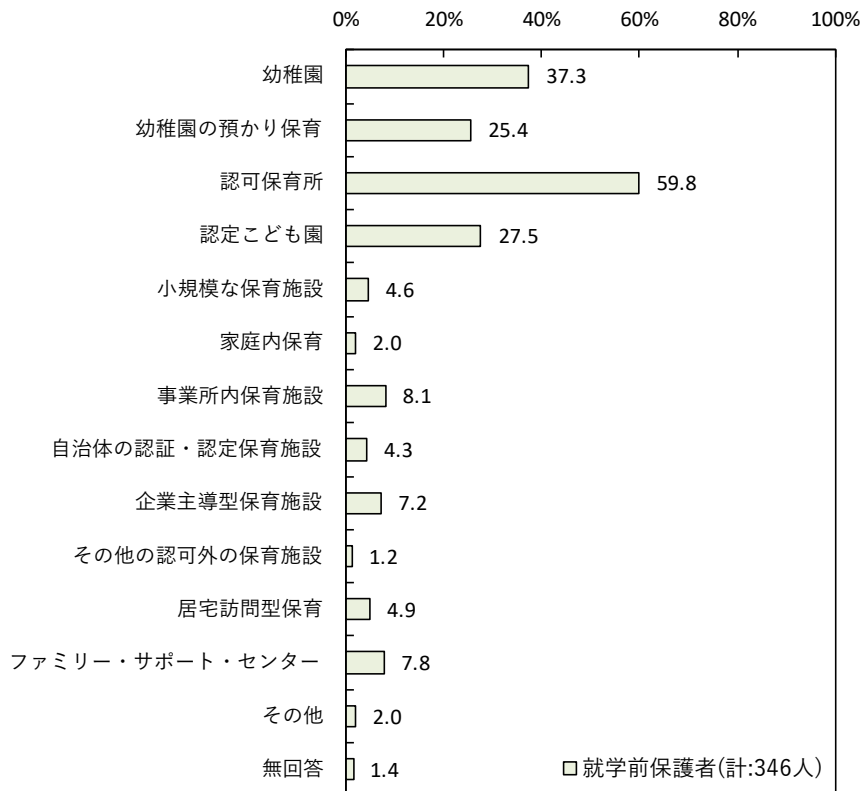
また、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業を尋ねた設問では、認可保育所が59.8%、幼稚園が37.3%、認定こども園が27.5%となっています。

すべての家庭が、安心して子育てができるように、様々なニーズに合わせた各種サービスの充実が求められます。

また、報道で見聞きするように子どもが犠牲になる事件や事故は後を絶たず、身近なところでも起こりうる可能性があります。すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、家庭での適切な養育だけでなく、周囲のサポートや見守りなどが必要です。

誰もが安心して子育てができるように、地域全体での見守りや子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解の促進に努めるとともに、防犯や事故防止対策の更なる充実が求められます。

図表 12 平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業



【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	利用会員（子育ての応援をしてほしい方）と協力会員（子育ての応援をしてくださる方）との相互援助活動を調整支援します。 多様なニーズに応えるために周知活動に努め、協力会員の拡充を図ります。また、会員の養成講座及び子どもの安全のための研修も実施します。	こども育成課
妊産婦家事・育児支援事業	鳥栖市シルバー人材センターと連携し、産前産後の家事・育児のサポートの利用料を一部助成します。	こども育成課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て支援のため、親子の交流の場を提供しています。 また、子育てに関する相談、援助、地域の子育て支援情報の提供、子育てに関する各種イベントの開催、子育てサークルの活動支援なども実施しています。 市内の各小学校区で実施しており、今後も利用者の交流や相談の場として、継続して事業を実施します。	こども育成課
教育・保育の質の向上	保育所及び認定こども園は県と、地域型保育施設及び認可外保育施設は公立保育園と連携して実施指導を毎年実施し、質の向上に努めます。なお、認可外保育施設については幼児教育・保育の無償化の対象となることも踏まえ、指導監督基準の適合について助言し、制度の適正化に努めます。 また、すべての保育施設のより良い保育環境づくりのために支援体制の充実を図ります。	こども育成課
保育士等の確保策の推進	県、佐賀県保育士・保育所支援センター、ハローワークと連携のもと、求人募集や集団面接会の開催及び施設の参加支援に取り組みます。 保育士等の養成を行う高等教育機関などとの連携を取るなど、保育士等の確保に積極的に取り組みます。	こども育成課 生涯学習課

(2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

【現状と課題】

支援を要する子どもを家族はもとより、地域全体で支えることが必要です。しかしながら、いじめなど、問題が一見して分かりにくいものもあり、普段から子どもに注意を向けるよう私たちの意識が問われていると言えます。

また、心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くのハードルがある子どもについては、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでそのハードルを少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深め、地域の障がいがある子どもやその家庭を温かく見守り、支えていくことが求められます。障がいがあるために、様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制の確保が必要です。

また、児童虐待についても認知件数は年々増加傾向にあり、こども家庭庁によると令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件と過去最多の数値となっています。

虐待は、身体への暴力だけでなく心身的外傷などにより子どもの心身の成長に悪影響を与え、生命の安全すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、本市が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

どのような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう、支援体制を整えていく必要があります。

【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業で、児童や保護者に対して養育支援が必要と判断された場合、保健師等が個別に家庭訪問を実施し、母子の健康状態の把握や相談・助言を行っています。 医療機関や保健福祉事務所、児童相談所との連携を図りつつ、今後も迅速かつ適切な対応に努めます。	健康増進課
障害児施策	保育所において、発達に遅れのある児童を受け入れ、心身の発達を促します。 さらに、多くの保育所や幼稚園などで障害のある児童の受け入れが可能となるようにひかり園などで行う研修を通じて、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。	こども育成課 高齢障害 福祉課

具体的な取組	内容	担当課
発達・障害に関する相談（再掲）	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相談を実施します。	健康増進課
	●巡回支援相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所などを対象として、専門員による巡回相談を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実を図ります。	高齢障害福祉課
	●児童発達支援事業所（ひかり園） 子どもの発達や不安についての相談を実施します。	
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当の支給や医療費の助成、就職支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業のなどを実施し、ひとり親家庭の経済的安定を図っています。 今後は、収入や就業形態の改善、子育てとの両立の支援など、各家庭の生活状況に応じた支援・相談体制の強化に取り組みます。	こども育成課
児童虐待の防止	●こども家庭センター 相談員による児童や保護者の悩みごとの相談を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう関係機関と必要な支援を行うこども家庭センターの設置に取り組みます。	こども育成課 健康増進課
	要保護児童等対策地域協議会実務者会議を開催し、関係機関との連携、情報共有を図るとともに、虐待の予防・早期発見に努めています。 一時保護が必要な児童については、児童相談所と連携を図り、対応しています。 今後も関係機関との連携を図りながら、県などが主催する研修会に参加し、職員の専門性の向上を図ります。	こども育成課 学校教育課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や経済的理由等で家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設などで短期間の保護・養育を実施します。	こども育成課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	地域の子育て支援のため、親子の交流の場を提供しています。 また、子育てに関する相談、援助、地域の子育て支援情報の提供、子育てに関する各種イベントの開催、子育てサークルの活動支援なども実施しています。 市内の各小学校区で実施しており、今後も利用者の交流や相談の場として、継続して事業を実施します。	こども育成課

基本目標 4 子どもが安定した生活を送ることができる環境づくり

(1) 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれ、令和6年9月25日に施行しています。

目的に、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする」と明記されました。

令和5年度に実施した「子どもの生活実態調査」では、経済状況による影響を分析するため、世帯の人数と世帯収入（税金や社会保険料の額を差し引いた手取り収入）から等価可処分所得（世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人数の平方根で割った額）を算出し、世帯の困窮程度を3つの区分に分類³しました。結果、本市の「低所得層Ⅰ」は4.7%、「低所得層Ⅱ」は3.3%となっています。

貧困状態にある子どもは十分な食事や生活必需品を確保できないだけでなく、学習環境や進学機会が制限されることが多く、これが学力や社会的スキルの不足、さらには将来の就労機会の減少といった形で負の連鎖を生み出しています。本市においても、調査結果より「低所得層Ⅰ」に該当する家庭では習い事（塾、水泳等）や部活動や社会体育等の課外活動をしていない子どもが多い可能性があることが分かりました。

しかし、貧困は世帯の所得のみでは測定できないという難しさもあり、社会の中で生活に必要なだと判断される衣食住といった物品やサービス、社会的活動などの視点も踏まえて様々な観点から判断していく必要があります。調査結果でも、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料（酒類などの嗜好品を除く。）や衣類が買えないことがありましたかとたずねたところ、「あった」と回答した人の割合は「低所得層Ⅰ」で53.0%、「低所得層Ⅱ」で41.6%となっていますが、「一般層」でも15.2%存在することが分かります。

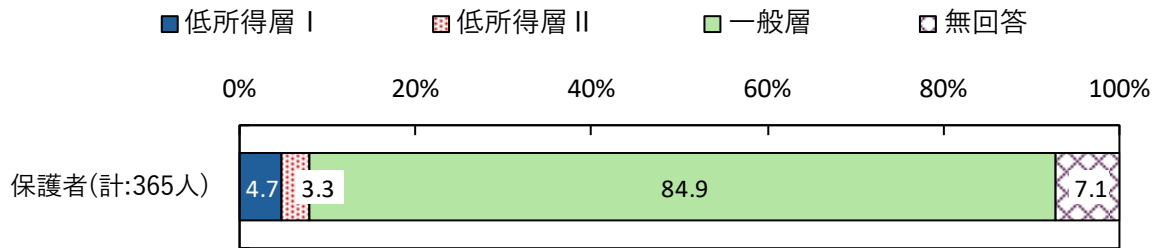
また、貧困は単に所得が低いということだけではなく、就労の不安定さ、自身や家族の疾病や障がい、暴力・虐待など、いくつもの課題が複合的に絡み合っています。課題が複雑化、複合化すればするほど周囲に助けを求め理解を得ることが困難になり、このことが社会とのつながりの希薄化に拍車をかけることになります。子どもながらに課題が表面化しないよう振る舞う傾向がある場合、子どもの貧困はさらに見えづらくなっていきます。

このような「見えにくい貧困」の増加によって、子どもがその家庭環境によって不利益を被っていたとしても、行政のみならず、地域住民や学校が手を差し伸べるきっかけさえ得られないこともあります。このことから、子どもが安心して過ごせる居場所の提供や学習支援、食事の提供などに加えて、子どもの困りごとに気づき、迅速に適切な人や機関、相談窓口につなげられるような関係性構築が必要です。

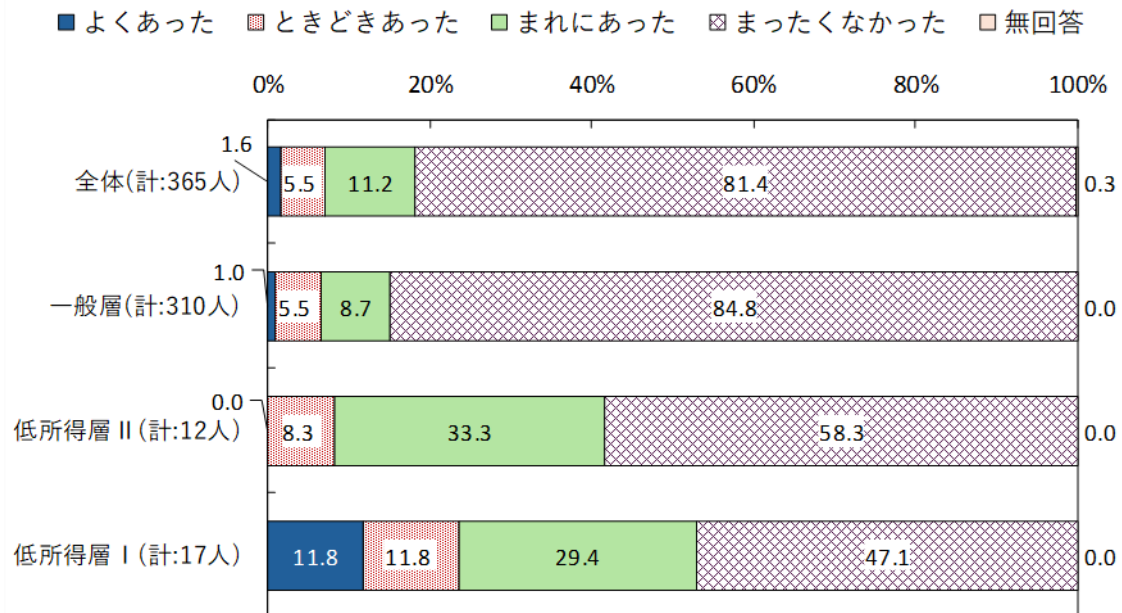
*4 分類にあたっては、OECDの所得定義に基づいた新基準による貧困線を用いている。（新基準 122 万円）

本調査では、OECDの所得定義に基づいた新基準による貧困線をもとに困窮区分を設け、122 万円未満の世帯を「低所得層Ⅰ」と定義し、あわせて、貧困線以上ではあるものの、経済的に困難を抱えていることが考えられる 122 万円～183 万円未満の層を「低所得層Ⅱ」と定義している。

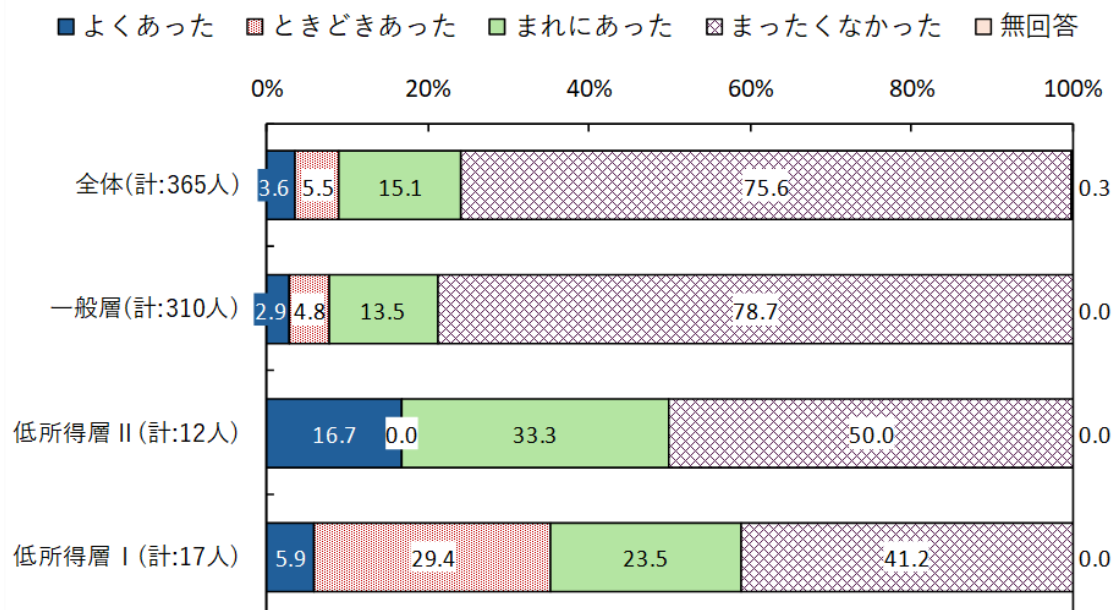
図表 13 世帯の経済状況



図表 14 過去1年の間に、家族が必要とする食料を買えなかった経験の有無



図表 15 過去1年の間に、家族が必要とする衣類を買えなかった経験の有無



【主な取り組みと施策】

具体的な取組	内容	担当課
就学援助	経済的な理由により、就学困難な児童生徒並びに入学予定者の保護者に給食費や学用品費などの一部を援助します。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費	市立小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に対し、世帯の状況に応じて、限度額の範囲内で実費の半額を支給します。	教育総務課
鳥栖市育英資金	経済的な理由により、就学困難な高等学校等に進学又は在学している生徒本人に勉学に必要な資金の一部を無利子で貸付けを行います。	教育総務課
スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐にわたる課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーが有する教育分野や社会福祉等に関する専門的な知識・技術を活用し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。	学校教育課
教育相談事業	いじめや不登校などの悩みや問題行動を抱える児童生徒またはその保護者より電話で相談を受け、解消の援助を行います。 児童生徒心理に関して高度な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を市立全小中学校へ配置して、児童生徒の問題行動等解決にあたります。	学校教育課
放課後等補充学習支援事業	地域の人材を活用し、学校教育活動の一環として、放課後等に補充学習を行います。	学校教育課
青少年育成事業	まちづくり推進センターを全ての子どもたちが安心して活動できる場所として位置付け、地域住民の参画を得ながら、子どもたちが楽しめる学習や体験、スポーツ活動、地域との交流等取組みを進め、青少年の健全育成の推進を図ります。 各地区に青少年育成に係る助成を行います。 子どもの居場所づくり（放課後教室）事業を推進します。	市民協働課
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、家計の視点からの必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に家計が改善されることを支援する。	地域福祉課
就労支援事業	佐賀労働局等と連携し、保育施設利用に係る説明会の開催や児童扶養手当の現況届提出時における相談窓口の設置など就職・就労のための支援を行います。 就労支援員を配置し、ハローワークやケースワーカーと連携を図り、適切な就労支援を実施することで、自立の助長を図ります。	こども育成課 地域福祉課

具体的な取組	内容	担当課
教育・保育・子育てに係る保護者の経済的負担の軽減（再掲）	●児童手当 高校生までの子どもを養育する保護者に対し、手当を支給します。 ●児童扶養手当 18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭に対し、手当を支給します。 ●子どもの医療費助成 中学生までの通院医療費助成及び、18歳までの児童の入院医療費助成を実施します。 令和7年度中に通院医療費助成の対象拡大（18歳まで）に取り組めます。 ●ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の20歳未満の児童を養育している親及び18歳までの児童の医療費助成を実施します。 ●幼児教育・保育の無償化 保育所、幼稚園、認定こども園等の教育（満3歳以上）・保育（3歳児以上）に係る利用者負担額の無償化を実施します。 制度の保護者への周知及び施設との連携を図り、適正かつ円滑な実施に努めます。	こども育成課
	●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 妊娠又は出産をされた方がいる全ての子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる妊婦等包括相談支援を実施するとともに妊娠届出時及び出生後に経済的支援を実施します。	こども育成課 健康増進課
ひとり親家庭への支援（再掲）	児童扶養手当の支給や医療費の助成、就職支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業などを実施し、ひとり親家庭の経済的安定を図っています。 今後は、収入や就業形態の改善、子育てとの両立の支援など、各家庭の生活状況に応じた支援・相談体制の強化に取り組めます。	こども育成課
民間等の取り組みと連携	子どもの居場所づくり、学習支援やこども食堂、食糧支援などの民間や市民団体の取り組みと連携し、困りごとを抱えた子どもや子育て世帯の相談支援につなげます。	こども育成課 市民協働課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. サービス見込み量について

「ニーズ量（サービス量）」は令和5年度に実施したアンケート調査結果を基礎データとして、国の示す「量の見込みの算出等のための手引き」に準じて算出をしています。

算出の概要は次のとおりです。

（1）教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

（2）「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家族類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

（3）家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的家族類型に分類します。潜在的家族類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は次頁のとおりです。

図表 16 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労(産休・育休・介護休業中を含む)のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦(夫)	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(4) 利用意向率について

利用意向率とは、各家庭類型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合(無回答を除く)です。

例えば、ニーズ調査において「タイプC」に分類された人が103人いたとして、当該設問に対し、10人が「利用したい」と回答し、3人が無回答だった場合、タイプCの利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。

利用意向率は、潜在的家庭類型ごとに算出します。

例) 利用意向率(イメージ)

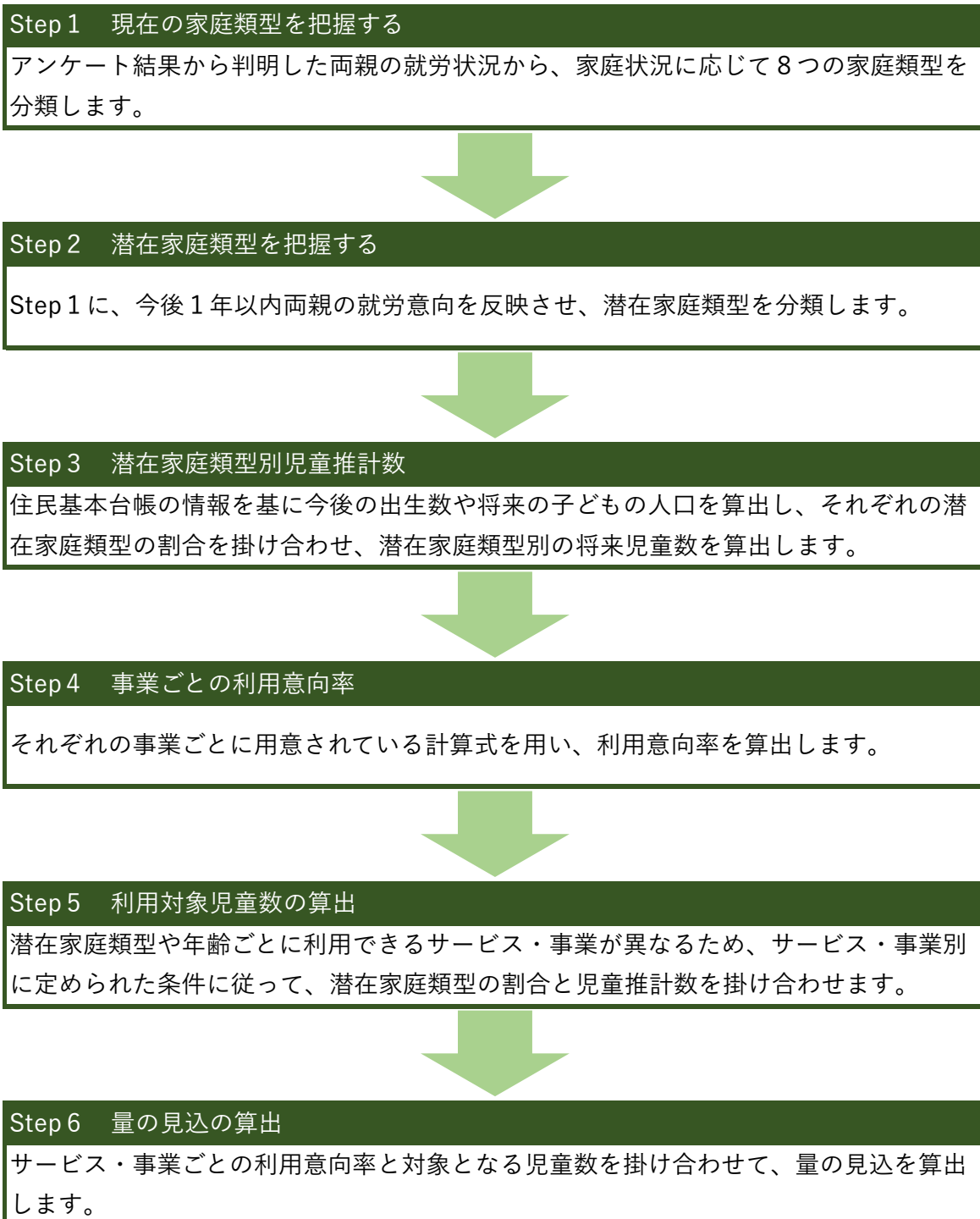
家庭類型	類型人数	「利用したい」	無回答	計算式	利用意向率
タイプA	20人	5人	0人	$5 \div (20 - 0) \times 100$	25%
タイプB	52人	10人	2人	$10 \div (52 - 2) \times 100$	20%
タイプC	103人	10人	3人	$10 \div (103 - 3) \times 100$	10%
タイプE	11人	3人	1人	$3 \div (11 - 1) \times 100$	30%

(5) 見込量の計算方法

見込量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。

本市の見込量は基本的に国の手引きに準じ、前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や実績との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件のもとで補正を行い算出しています。

図表 17 見込み量の計算手順



2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について

(1) 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、いわゆる平成の大合併で周辺自治体と合併しておらず生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

図表 18 本市における教育・保育の提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	保育所（園）・幼稚園・認定こども園	市全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
	その他	企業主導型保育（地域枠）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、現在の事業の実施状況や、事業内容を踏まえて次のとおり設定を行います。

図表 19 本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(5) 養育支援訪問事業	市全域
	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	(8) 延長保育事業	市全域
	(9) 一時預かり事業	市全域
	(10) 病児・病後児保育事業	市全域
	(11) 放課後児童クラブ	市全域
	(12) 子育て世帯訪問支援事業	市全域
	(13) 児童育成支援拠点事業	市全域
	(14) 親子関係形成事業	市全域
	(15) 妊婦等包括支援事業	市全域
	(16) 産後ケア事業	市全域
	(17) 乳児等通園支援事業	市全域
	(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

①本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量（ニーズ量）の見込みに対し供給可能な量※4に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和2年度から令和6年度の5か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、地域型保育事業など、新たな確保方策を検討し、待機児童の解消を図ります。

②認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、3つの区分があります。

図表 20 本市における保育認定区分

認定区分	対象者（子ども）	利用対象施設
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

※5 供給可能な量：確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたもの。

(2) 教育・保育施設の事業計画

① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

【二ーズ量】

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	503	473	453	422	414
②供給可能な量	632	622	602	602	602
特定教育・保育施設	581	571	551	551	551
(確認を受けない幼稚園)	27	27	27	27	27
市外教育・保育施設	24	24	24	24	24
過不足 (②－①)	129	149	149	180	188

【確保の方策】

1号認定は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内幼稚園、認定こども園にて供給します。また、過剰状態が認められる場合は、園の意向を踏まえながら、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

② 2号認定

3歳から5歳の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、幼稚園・保育園・認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,360	1,278	1,225	1,141	1,119
幼児期学校教育利用希望強	242	228	218	203	199
上記以外	1,118	1,050	1,007	938	920
②供給可能な量	1,524	1,513	1,467	1,467	1,467
特定教育・保育施設	1,458	1,447	1,401	1,401	1,401
(確認を受けない幼稚園)	22	22	22	22	22
市外教育・保育施設	28	28	28	28	28
企業主導型保育事業地域枠	16	16	16	16	16
過不足 (②－①)	164	235	242	326	348

【確保の方策】

2号認定（幼稚園を希望する人）は、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市内全ての幼稚園、認定こども園で供給します。2号認定（幼稚園を希望する人以外）についても引き続き、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。

また、幼稚園を希望する人、それ以外の人を合わせた2号認定の供給量は充足していることから、今後、過剰状態が認められる場合は、園の意向を踏まえながら、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

③ 3号認定

0歳から2歳の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、幼稚園・保育園・認定こども園を利用したいと回答した人

● 0歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	280	279	278	277	276
② 供給可能な量	287	281	281	281	281
特定教育・保育施設	258	252	252	252	252
市外教育・保育施設	3	3	3	3	3
企業主導型保育事業地域枠	26	26	26	26	26
過不足 (②－①)	7	2	3	4	5

● 1歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	328	327	326	324	323
② 供給可能な量	376	382	382	382	382
特定教育・保育施設	342	347	347	347	347
市外教育・保育施設	3	4	4	4	4
企業主導型保育事業地域枠	31	31	31	31	31
過不足 (②－①)	48	55	56	58	59

● 2歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	339	323	322	321	319
② 供給可能な量	414	417	417	417	417
特定教育・保育施設	380	383	383	383	383
市外教育・保育施設	3	3	3	3	3
企業主導型保育事業地域枠	31	31	31	31	31
過不足 (②－①)	75	94	95	96	98

(人)

【確保の方策】

3号認定（0～2歳）は、いずれも充足の見込みはあるため、引き続き、市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。
今後、過剰状態が認められる場合は、地域の実情に応じて、不足が生じない範囲で定員の見直しを行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、市区町村などの窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供や利用支援などを行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

【二一ズ量】

(箇所)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	3	4	4
基本・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	1	2	2
確保方策	2	2	3	4	4

【確保の方策】

基本型として鳥栖市役所こども育成課において、子育て支援総合コーディネーターなどの支援員により子育て世帯の相談に応じ、各種制度や行事の情報提供を行います。また、子育て支援関連機関へも情報提供を行い、情報の共有や連携強化に努めます。

児童福祉機能と母子保健機能が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター設置に取り組みます。

地域子育て相談機関については、各小学校区に1か所ずつ設置している地域子育て支援拠点との連携、役割分担などを考慮し、機能の確保に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。子育てについての相談、情報提供、助言、子育て支援に関する講習など、様々な支援を行っています。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

【ニーズ量】

●市全体

(人回)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15,107	14,815	14,757	14,698	14,640
② 供給可能な量	15,107	14,815	14,757	14,698	14,640
実施箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

保育所、幼稚園等を利用していない児童と保護者に対し、地域の子育て支援拠点として、市内の全小学校区に子育て支援センターを設置しています。

今後も全小学校区に設置している状態を保持することにより、地域の身近な場所で親子で遊べるスペースや交流の場を確保し、子育ての不安や悩みについて相談ができる他、子育てに関する情報提供やイベント等を行います。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進や胎児の健康状態、妊娠の経過が順調かを知るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

また、必要に応じて妊娠期間中の適時に医学的検査も実施します。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,012	5,983	5,953	5,935	5,910
②供給可能な量	6,012	5,983	5,953	5,935	5,910
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

佐賀県、福岡県、長崎県の医師会に所属している医療機関での個別健診を実施します。健診回数の上限は14回となります。

妊婦の疾病予防等の早期発見、早期治療による母子の安全安心な出産のため、今後も引き続き受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	512	509	507	505	503
②供給可能な量	512	509	507	505	503
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

今後も、乳児がいるすべての家庭への訪問を行うため、訪問の趣旨等について、母子健康手帳の交付時等に、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきます。

乳児や保護者の状況把握や特に支援が必要なケースの早期発見を図るため、助産師・保健師といった専門家が訪問を行います。

専門性を高めるために、職員の研修をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら、適切なサービス提供に努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス、産後うつ病、育児不安等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、当該居宅において保健師等が具体的な養育に関する指導助言等を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	621	640	660	680	700
②供給可能な量	621	640	660	680	700
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

養育支援が特に必要な家庭の把握に努め、庁内の関係部署や医療機関等と連携することで円滑に事業を実施します。

事業内容の周知に努め、養育支援が必要な家庭、特に育児不安等が強い保護者について、継続した支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所(ショートステイ)事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ(夜間入所)事業があります。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」、「留守番」と回答した人及び「親族・知人に見てもらった」人のうち、「非常に困難」、「どちらかというと困難」と回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②供給可能な量	36	36	36	36	36
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人日)

【確保の方策】

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り、引き続き必要な入所保護を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けた人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	5 歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方について「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

【ニーズ量】

(人日)					
年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1,414	1,261	1,355	1,154	1,100
②供給可能な量	1,414	1,261	1,355	1,154	1,100
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

鳥栖市社会福祉協議会内の鳥栖市ファミリー・サポート・センターにおいて、援助を受けたい人（利用会員）と援助ができる人（協力会員）との相互援助活動の支援を行います。

同じ地域の方と交流しつつ、子育てをサポートしてもらえる安心感が得られ、他の子育て支援事業の枠から外れる細かいニーズを補完する重要な役割を担っています。

協力会員の拡充のため、引き続き周知活動に努めるとともに、会員の養成講座及び子どもの安全のための研修も実施します。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子供について、保育所、認定こども園等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

【ニーズ量】

(人/月)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	539	515	502	483	477
②供給可能な量	539	515	502	483	477
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

延長保育については、市内保育施設全園において実施しており、引き続き必要とする保育所入所児童へ適切に事業を行います。

また、事業を実施するためには継続した保育士の確保が必要となることから、引き続き、保育士確保に努めます。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病等にも対応しています。

「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて量の見込みを算出します。

①幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

【量の見込みの算出方法】

● 1号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、「幼稚園」、「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」、「預かり保育」を利用していると回答した人

● 2号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	51,014	47,718	45,685	42,416	41,619
②供給可能な量	51,014	47,718	45,685	42,416	41,619
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり（幼稚園型）は市内幼稚園、認定こども園全園において実施しており、引き続き必要とする在園児童へ適切に事業を行います。

②一時預かり事業（その他）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	不定期事業を「利用したい」と回答した人

【二－ズ量】

（人日）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4,287	4,136	4,064	3,956	3,921
②供給可能な量	4,287	4,136	4,064	3,956	3,921
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

一時預かり事業(その他)は、市内保育所や一時預かり事業所において実施しており、引き続き必要とする家庭へ適切に事業を行います。

しかしながら、現在も保育士不足により事業を休止している施設もあることから、保育士確保の推進に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児及び病後児の一時的な保育等を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「留守番させた」と回答した人及び「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	120	120	120	120	120
②供給可能な量	120	120	120	120	120
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

第2期計画を受け、令和7年度より、市内保育所に併設した病児保育施設を開設し、事業を開始します。

本施設では、病気療養中のこども（病児）と回復期にあるこども（病後児）が、通常利用している保育施設等を利用できない場合に、預かりを行います。

(11) 放課後児童健全育成事業

①放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	6～11歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
本市実績値	過去（令和2年度から令和6年度まで）の小学校全児童数及び放課後児童クラブの申込者数の実績から推計

【二一ズ量】

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,134	1,127	1,113	1,120	1,120
②供給可能な量	1,114	1,149	1,164	1,164	1,164
過不足（②－①）	－20	22	51	44	44

【確保の方策】

令和6年度現在、公設民営（運営主体：鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会）にて全8小学校内に開設するとともに、民設民営（運営主体：社会福祉法人）にて4事業者が開設しています。

必要に応じて施設整備を実施し、支援員の確保及び質の向上を図るとともに、民間事業者の参入支援に努めます。

②放課後子ども教室

保護者の就労に関わらず、すべての小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び土曜日・長期休暇中に、地域住民を始め、教室の内容に応じた指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域で子どもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です。

【二一ズ量】

(実施校区数)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②供給可能な量	8	8	8	8	8
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

各小学校区にあるまちづくり推進センター事業として全てで実施しています。

学校施設内で放課後子ども教室を開催するなどの取り組みにより、放課後児童クラブとの一体的な、又は連携による実施を目指し、一層の充実を図っていきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022（令和4）年成立し、2024（令和6）年に施行されました。本事業はそれに伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

今後もニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討していきます。

(13) 児童育成支援拠点事業

児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

今後もニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討していきます。

(14) 親子関係形成支援事業

児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

今後もニーズの把握に努めるとともに、ニーズの状況に応じて実施を検討していきます。

(15) 妊婦等包括支援事業

児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です

【二一ズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,535	1,527	1,520	1,515	1,509
②供給可能な量	1,535	1,527	1,520	1,515	1,509
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

妊娠届出時、妊娠8ヶ月時、産後2ヶ月時に保健師や助産師が妊婦や産婦と面談をして、切れ目ない支援を行っています。出生数は減少していますが、支援を必要とする産婦や家庭の要因は複雑多様化しているため、育児相談の利用回数も増えています。必要時に随時、対応できるよう、努めています。

(16) 産後ケア事業

子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

本市においては、令和4年度から実施しており、鳥栖市に住民票がある出産後1年以内の母子を対象に、ショートステイ、デイサービス、授乳育児相談を実施しています。

【二一ズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	55	60	65	70
②供給可能な量	50	55	60	65	70
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

ショートステイとデイサービスは市内の産科医院1か所で、授乳育児相談は市内の産科医院2か所と近隣町の産前産後サポートセンターでの実施と助産院の助産師によるアウトリーチで実施しています。出生数は減少していますが、要支援妊婦の数は増加しているため、今後も支援を必要とする母子がサービスを受けやすいように努めています。

(17) 乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、2025（令和7）年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、2026（令和8）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

【ニーズ量】

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	29	29	29	29
②供給可能な量	—	14	30	30	30
過不足（②－①）	—	-15	1	1	1

【確保の方策】

本市においては、令和8年度の本格実施に合わせて実施開始します。実施場所は、保育所をはじめとする教育・保育施設のほか、子育て支援センターなどにより、供給量の確保に努めます。

(18) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

低所得であるため生計が困難である世帯にいるこどもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、こどものすこやかな成長を支援する事業です。

また、令和元年度10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収360万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が免除されており、新制度未移行幼稚園については、施設の意向により新制度移行を支援します。

(19) 多様な主体が参画することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後の保育ニーズに応じて検討し、取り組みを推進します。

5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）を踏まえて、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校との間で、こどもの育ちを支える共通理解を図り、幼保小の連携を強化します。

地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたっては、地域の教育・保育施設との連携を強化し、事業の実施に取り組みます。

(3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児に係る取り組みの連携

乳幼児期の発達には連続性を有するものであることや保護者の安心感を確保するため、地域型保育事業を利用する3歳未満の子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、市内教育・保育施設利用の確保と施設間の情報連携を推進します。

(4) 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、本市においても、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。本市に居住する、外国につながる幼児とその家族のニーズを適切に把握し、これらの世帯が子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者に対しては利用者支援事業等による就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を、事業者に対しては「やさしい日本語」等研修の実施等の支援を行います。

(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

質の高い教育・保育を総合的に提供するにあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市では、保育所及び認定こども園は県と、地域型保育施設及び認可外保育施設は公立保育園と連携して実施指導を毎年実施し、質の向上を図っています。

保育者の専門性の向上のため、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う専門員の配置の拡充に取り組みます。

資料編

1. 計画策定の経緯

年	月日	会議名等	議題
令和 6 年	3 月 27 日（水）	令和 5 年度 鳥栖市子ども・子育て会議	・委員委嘱 ・会長・副会長専任 ・子ども・子育て支援事業計画実施状況について ・第 3 期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・令和 6 年度子ども・子育て支援事業実施予定について
令和 6 年 3 月 4 日（月）～ 令和 6 年 3 月 22 日（金）		・鳥栖市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 ・鳥栖市こどもの生活実態調査実施	
令和 6 年	12 月 23 日（木）	令和 6 年度第 1 回 鳥栖市子ども・子育て会議	・第 3 期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和 7 年 1 月 29 日（水）～ 令和 7 年 2 月 28 日（金）		第 3 期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリック・コメント実施	
令和 7 年	3 月 25 日（火）	令和 6 年度第 2 回 鳥栖市子ども・子育て会議	・パブリック・コメント意見に対する市の考え方について ・子ども・子育て支援事業計画実施状況について ・令和 7 年度子ども・子育て支援事業実施予定について

2. 鳥栖市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を聴くため、鳥栖市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3） 前2号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、こども育成課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

3. 鳥栖市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年3月27日～令和8年3月26日

区分	氏名	推薦団体
教育・保育等の 従事者または 子どもの保護者	会 長 菅 原 真 爾	鳥栖市私立幼稚園連合会
	副会長 平井 都	鳥栖市子育て支援総合コーディネーター
	石 山 健 司	佐賀県子ども子育て支援会
	大塚久見子	鳥栖地区小中学校PTA連合会
	木 下 幸 子	鳥栖市放課後児童クラブ連絡会
	木 村 嘉 身	鳥栖基山地区校長会
	中岡康一郎	鳥栖市保育会
	渡 辺 千 枝	連合佐賀東部地域協議会
公募により選出	時 津 ま り	
	欄 所 良 美	

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行／鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

電話 0942-85-3552